

佐賀市アダプトプログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、アダプトプログラム（市民、各種団体又は事業所（以下「市民等」という。）が身近な公園、道路、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の一定区域を養子に見立て、里親のような愛着をもって定期的に当該区間の清掃を行うなどの環境を保全する活動について、市がその活動を支援する事業。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民等の環境美化に対する意識高揚を図り、もって市民等と市の協働による地域環境の美化を促進することを目的とする。

(美化活動の内容等)

第2条 アダプトプログラムの対象とする活動（以下「美化活動」という。）は、自ら定めた区域内（市内で実施するものに限る。）において無償で行う、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) ごみ拾い等の清掃活動
- (2) 収集が困難な大量のごみ、不法投棄、器物損壊等に関する情報を市へ提供するための見回り活動
- (3) その他環境保全に必要な活動

2 美化活動により収集したごみは、市が指定する収集日に地域のごみステーションへ排出するものとする。ただし、ごみが大量である場合等でごみステーションへ排出することが困難であるときは、市長と協議の上別に集積所を定めて排出するものとする。

(参加団体等の要件)

第3条 美化活動に参加しようとする市民等（以下「参加団体等」という。）は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人又はそれらの者で組織された団体その他市長が特に認める者とする。

2 参加団体等は、1年以上継続して美化活動を行うことができる者とする。

(申込み)

第4条 参加団体等は、市長にアダプトプログラム参加申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(合意)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申込書の内容が適当であると認めるときは、当該参加団体等と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

2 参加団体等が、市以外の者が管理する公共施設を美化活動の区域とするときは、市長は、当該公共施設の管理者と協議の上、前項に規定する合意書を取り交わすものとする。

(市の役割)

第6条 市長は、前条第1項の規定により合意書を取り交わした参加団体等（以下「活動者」という。）が希望した場合で市長が適当と認めたときは、活動者に対し予算の範囲内で次に掲げる支援を行うこととする。

- (1) 環境美化活動に必要な清掃用具等の貸与又は支給に関する基準（平成17年10月1日施行）に基づき清掃用具等の貸与又は支給をすること。
- (2) 市のホームページに活動者が行う美化活動の内容等を掲載すること。
- (3) 活動者が美化活動を行う区域であることがわかる表示板を設置（当該区域が市の管理する公共施設の敷地内である場合に限る。）すること。
- (4) その他美化活動に必要な支援を行うこと。

2 活動者の美化活動中における事故については、全国市長会市民総合賠償補償保険で対応するものとする。

(活動の報告)

第7条 活動者は、当該年度の美化活動が終了したときは、アダプトプログラム活動報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(活動の廃止)

第8条 活動者は、美化活動を廃止する場合は、アダプトプログラム廃止届（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、市長は、必要と認めるときは、活動者に行った支援の内容又は美化活動の実績に応じ、美化活動を廃止した活動者に対して、第6条第1項に規定に基づき行った支援の全部又は一部の返還を求めることができる。

(合意の破棄)

第9条 市長は、活動者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、活動者との合意を破棄することができる。

- (1) 活動者としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) アダプトプログラム活動報告書が3年連続で提出されなかったとき。
- (3) その他市長が破棄することが必要であると認めるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による合意の破棄について準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

アダプトプログラム参加申込書

佐賀市長 様

美化活動を実施したいので、佐賀市アダプトプログラム実施要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

申請者 （活動者）	氏名又は名称 代表者氏名	(氏名又は名称)	(人数) 人
		(団体の代表者氏名)	
	住所又は 団体の所在地	佐賀市	
	連絡先	(連絡担当者氏名)	
		(電話番号) ー	
メールアドレス			
活動について	活動開始日	年 月 日	
	活動回数	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 1週間に () 回
		<input type="checkbox"/> 1か月に () 回	<input type="checkbox"/> 1年間に () 回
活動区域	<input type="checkbox"/> 公園名	公園 () 校区	
	<input type="checkbox"/> 道路	(区間)	
	<input type="checkbox"/> 河川敷	(名称・区間)	
	<input type="checkbox"/> 海岸	(区間)	
	<input type="checkbox"/> 湖岸	(名称・区間)	
収集ごみを排出する ごみステーション	ごみステーションの位置等 自治会の合意 自治会長		

※活動する区域の略図または住宅地図等を添付すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

合 意 書

（以下「活動者」という。）と佐賀市とは、佐賀市アダプトプログラム実施要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、下記の事項について合意する。

記

- 1 活動する公共施設の区域
- 2 活動者の役割
 - (1) 美化活動の区域内のごみ拾い等の清掃活動
 - (2) 収集が困難な大量のごみ、不法投棄、器物損壊等に関する情報の市への提供
 - (3) その他環境保全に必要な活動
- 3 佐賀市の支援
 - (1) 環境美化活動に必要な清掃用具等の貸与又は支給に関する基準に基づく清掃用具等の貸与又は支給
 - (2) その他美化活動に必要な事項
- 4 活動者の美化活動中における事故については、全国市長会市民総合賠償保険で対応するものとする。
- 5 その他の事項
 - (1) 活動者は、アダプトプログラム活動報告書を当該年度の美化活動が終了した際に提出する。
 - (2) 活動者は、要綱を遵守し、活動するものとする。
 - (3) 活動者は、貸与等を受けた清掃用具等を適正に管理するものとする。
 - (4) 市長は、貸与等を行った清掃用具等を活動者が不正に使用した場合又は活動者が美化活動廃止届を提出した場合には、貸与等を行った清掃用具等を返却させることができる。

上記のことを確認したことを証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

年 月 日

（住所・所在地）

（氏名・名称）

（代表者氏名）

佐賀市栄町 1 番 1 号

佐賀市長

⑨

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

アダプトプログラム活動報告書

佐賀市長 様

住所・所在地 _____

氏名・名称 _____

年度の美化活動について、下記のとおり実施したので佐賀市アダプトプログラム実施要綱第7条の規定により報告します。

記

年間活動回数	年間 回
1回あたりの活動者数	1回平均 人
意見・要望等	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

アダプトプログラム廃止届

佐賀市長 様

住所・所在地 _____

氏名・名称 _____

年 月 日付けで合意書を取り交わした美化活動を廃止したいので、
佐賀市アダプトプログラム実施要綱第8条の規定により届け出ます。

記

活動区域	<input type="checkbox"/> 公園	(名称)
	<input type="checkbox"/> 道路	(区間)
	<input type="checkbox"/> 河川敷	(名称・区間)
	<input type="checkbox"/> 海岸	(区間)
	<input type="checkbox"/> 湖岸	(名称・区間)
活動廃止日	年 月 日	